

本校における新型コロナウイルス感染予防対策について（令和３年９月）

川口市立高等学校附属中学校

1 感染症対策の徹底について

（１）基本的な感染予防

ア 常時マスクを着用する。

※しっかりと鼻まで覆って着けることで効果的なものになる。

※体育の授業へ向かう時や戻る時、部活動の準備中や練習後の時間帯もマスクをすること。マスクを外して良いのは、運動中と食事のみ。

※気候が暑くなる季節は熱中症予防を意識し、積極的に水分補給を行うこと。

イ 石けんを使用しての手洗いをこまめに行う。アルコール消毒液も上手に併用する。

※屋外から屋内に入った時、トイレの後、食事の前は特に念入りに行うこと。

※目や鼻、口周辺をむやみに触らないこと。（ウイルスは粘膜から感染する。）

※各教室前にアルコール消毒液を設置している。

ウ 朝の体温測定を必ず行い、自身の健康管理に努める。また、健康観察記録表へ記録をする。

※毎朝、健康観察を行う。

※「健康観察記録表」を毎朝提出し、学年の先生のチェックを受ける。

エ 多くの生徒が共用する物（タブレット・ＰＣ・体育の用具等）を扱う前後は手洗いをする。

オ 不必要な身体接触や、至近距離での会話を控えるようにする。また、不必要に他の学年のフロアには行かないようにする。

カ ペットボトルの回し飲みや、コップ等の共用はしない。

キ 公共交通機関を利用する場合は、各自感染予防対策をしっかりと行う。

※学校外における行動についても自ら感染予防対策を意識する。

（２）登校の判断について

ア 発熱や風邪症状が見られる場合や不調を感じた場合は、無理をして登校をせず自宅で休養をする。

* 発熱等の風邪症状（咳・のど痛・倦怠感）による欠席 → 「出席停止」

* 発熱を伴わない体調不良（頭痛・腹痛・その他）で、明らかな原因がない欠席 → 「出席停止」

発熱を伴わない体調不良（頭痛・腹痛・その他）で、明らかな原因がある欠席 → 「欠席」

※明らかな原因とは、「生理痛」「便秘」「片頭痛」等のこと。

※いずれも、医療機関を受診する。

イ 同居する家族に体調不良者がいる場合は登校を控える。※「出席停止」

ウ 登校後に体調が悪くなった場合で、明らかな原因（生理痛、片頭痛等）がない場合は原則早退とする。

※朝の健康観察の結果「37.5℃以上の発熱」や「風邪症状がある」と記載されている者も早退とする。

※高熱の場合や公共交通機関を利用する場合は、原則保護者の迎えを要請する。（待機室：相談室１）

※他の生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。

エ 感染が不安で休ませたい場合は、学校にご相談ください。

オ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクがある生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上で登校の判断を行う。

※主治医等の判断により登校すべきでないと判断された場合は、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

カ 新型コロナウイルス感染症関連での欠席に対する出席停止等の判断は以下の通りとする。

①生徒本人がP C R検査の結果、陽性と判定された場合 ※保健所（学校）の指示に従い、医療機関等において治癒したと認められるまで出席停止。	出席停止
②生徒本人がP C R検査を受け、結果待ちの場合 ※P C R検査の結果が出るまで出席停止。	出席停止
③生徒本人が濃厚接触者として特定された場合 ※保健所（学校）が定める健康観察期間が終了するまで出席停止。	出席停止
④生徒の同居する家族がP C R検査の結果、陽性と判定された場合 ※保健所（学校）の指示に従い、登校が可能と判断されるまで出席停止。	出席停止
⑤生徒の同居する家族がP C R検査を受け、結果待ちの場合 ※P C R検査の結果が出るまでは、登校を控えてもらえるよう <u>協力を要請</u> 。	出席停止 (協力要請)
⑥生徒と同居はしていないが、P C R検査を受けることが分かった者と、近々係り合いがあった場合（食事を共にした・車に同乗した 等） ※P C R検査の結果が出るまでは、登校を控えてもらえるよう <u>協力を要請</u> 。	出席停止 (協力要請)
⑦生徒の同居する家族が濃厚接触者として特定された場合	出席停止 (協力要請)
⑧生徒が新型コロナウイルスのワクチンを打って、体調不良（副反応）になった場合	出席停止

2 校内の環境衛生管理について

(1) 換気の徹底

ア 常時、換気を徹底する。

※教室は4か所を開ける。(廊下側の天窗2か所・ベランダ側の前後2か所)

※小教室や特別教室は最低でも2か所を開ける。

※窓のない部屋は、出入口の1か所を開けたままにする。

※夏場や冬場のエアコン使用時も、上記の通り常時換気を行う。

(2) 食事について

ア 一方方向で食べる。(対面にならない。)

イ 食事中は話をしない。(まずは食べることに集中する。)

※話は、食べ終わってマスクをつけてからにする。

※食事中が最も感染リスクが高い。

ウ 食堂は、食券を購入し食器での配膳を受ける人のみが利用する。(収容人数：100人程度)

※食事を終えたら速やかに退出する。

(3) 清掃について

ア できる限り全ての窓を開けて換気を行い、空気の入替えを徹底する。

イ 短時間で終了できるように、分担等を行い効率よく実施する。

ウ 多くの人が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・電気スイッチ等)については、アルコール消毒液を使用して除菌を行う。

※アルコール消毒液は各教室前に設置してある物を使用する。

※3F職員室の出入口(2か所)にも、清掃用のアルコール消毒液が設置されている。

エ トイレ清掃については、ビニール手袋を着用し実施する。

※手袋の予備は保健室にある。

オ 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いを丁寧に行う。

3 教職員の健康管理について

(1) 教職員の健康管理について

ア 朝の体温測定を行い、発熱等の風邪症状がないことを確認してから出勤する。

イ 風邪症状等で体調不良の場合は出勤を控える。

※体調が改善しても、服薬等のない状態で2日程度の間は自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

ウ 同居する家族が発熱等の風邪症状がある場合は出勤を控える。

※自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

エ 出勤後に体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避けて速やかに帰宅する。

※体調が改善しても、服薬等のない状態で2日程度の間は自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

オ 新型コロナウイルス感染症関連による休暇に対する判断基準は、生徒の出席停止の判断基準と同様とする。

※1(2)カ「新型コロナウイルス感染症関連での欠席に対する出席停止等の判断」参照